

の提出は 3月15日まで

私たちの生活は、いろいろな公共サービスと深く結びついています。これらの公共サービスを行うための大切な財源は、みなさんの納めた税金で賄われています。

今年も所得税の確定申告、町県民税申告の時期を迎えました。申告期間中は大変混み合いますので、申告書は丁寧に正しく作成し、お早めに提出してください。

確

定

申

告

申告書の提出はお早めに！

申告書は ご自分で作成を

今年も申告の時期が近づいてきましたが、決算は済みですか。

今年の提出期間は、2月16日(水)から3月15日(火)までです。この申告は、平成16年中の所得を申告するものです。これにより、平成16年分の所得税、平成17年度分の町県民税、国民健康保険税(介護分含む)の課税基礎となるほか、各種証明の発行や国民健康保険税(介護分含む)の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童福祉手当などの給付にも必要な資料となります。収

入の有無にかかわらず、必ず申告してください。
なお、必要事項を記入した申告書は、郵送でも提出することができます。

申告相談・受付日のお知らせ

町では2月16日から3月15日まで次のとおり申告相談・受付、自書申告作成のお手伝いを行います。

日時・会場

2月16日(水)～3月15日(火)
(3月6日以外の土・日曜は行いません)
役場第1・2会議室
午前9時～午後4時

★休日の相談・受付日

3月6日(日)
役場第1・2会議室
午前9時～午後4時

持参するもの

- 事業所得(営業・農業等)の方は、収入金額や必要経費のわかる伝票、帳簿類、通帳等と償却資産関係のわかるもの
- 給与所得のある方や年金を受給されている方は、源泉徴収票
- 貸地などのある方は、その領収書など
- 社会・生命・損害保険料の各支払金額のわかるもの(証明書など)
- 配偶者や扶養親族に所得がある場合、その所得金額がわかるもの(源泉徴収票)
- 前年の確定申告書、青色決算書・収支内訳書の控え
- 筆記具・電卓・印かんの
- その他申告に必要なもの



納期限

2月28日(月)は、国民健康保険税第8期分、介護保険料第8期分の納期限です。納め忘れないようお早めに。